

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

平成21年8月31日

分任支出負担行為担当官

上川中部森林管理署長 小原 正人

1 工事概要

- (1) 工事名 浮島地区治山工事（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 北海道上川郡上川町
- (3) 工事内容 木道補修工 138.0m
- (4) 使用する主要な資機材 資材 木道 138.0m
- (5) 工期 契約締結日の翌日から平成22年1月6日まで
- (6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) その他
ア 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。
なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
この発注者の承諾を得るための申請窓口及び受付期間は次のとおりである。

・受付窓口

上川中部森林管理署 総務課経理係

所在地 旭川市神楽3条4丁目3番25号

電話 050-3160-5745

・受付期間

平成21年9月1日から平成21年9月14日までの9時00分から16時00分までとする。(12時00分から13時00分までを除く。)

ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く。

イ 電子入札システムで使用できるICカードは、一般競争(指名競争)入札参加者申請により、申請を行い承認された競争参加有資格者名でICカードを取得し、林野庁電子入札システムに利用者登録を行ったICカードである。

2 競争参加資格

本競争入札は、次に掲げる全ての条件に合致する者を競争参加資格の有資格者とする。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 北海道森林管理局における建設工事(土木一式工事)に係るD等級又はC等級の一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

(3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 平成6年以降に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、自社の出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

なお、当該実績が森林管理局長又は森林管理(支)署長(以下「森林管理局長等」という。)が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」(平成10年3月31日付け10 林野管第31号林野庁長官通知)第4の3に規定する工事成績表の評定点(以下「評定点」という。)が65点未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事：治山事業における山腹工事又は溪間工事

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
ただし、建設業法第26条第3項に規定する工事については、専任で配置できること。また、建設業法第26条第2項に規定する工事については、専任の監理技術者を配置できること。

ア 土木一式工事における主任技術者に必要な資格は、1級又は2級の土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「同等以上の資格を有する者」は、次のいずれかの資格を有する者とする。

1級又は2級の建設機械施工技士

技術士法による第二次試験のうち、技術部門が次のいずれかに該当する技術士

a 森林部門（選択科目が「森林土木」である者に限る。）

b 建設部門

c 農業部門（選択科目が「農業土木」である者に限る。）

d 総合技術部門（選択科目が「建設」、「農業 - 農業土木」又は「林業 - 森林土木」である者に限る。）

e これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した次の者

(a) 当該建設工事に関し、高等学校を卒業した後5年以上、又は大学若しくは高等専門学校等を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で、在学中に国土交通省令で定める学科を修めた者（「国土交通省令で定める学科」は建設業法施行規則第1条に定める学科）

(b) 当該建設工事に関し、10年以上の実務経験を有する者
林業技士（部門が「森林土木」である者に限る。）

イ 監理技術者にあつては、上記アに定める資格のうち1級の国家資格を有する者であつて、かつ監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は次の及びのいずれかに該当する者であること。

平成16年2月29日以前に交付を受けた「監理技術者資格者証」を所持する者

平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受講し、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者は、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」を所持する者

ウ 主任技術者及び監理技術者に必要な経験は、平成6年以降に上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該実績が森林管理局長等が発注した工事のうち工事成績評価を実施した場合にあつては、評定点が65点未満であるものを除く。

エ 配置予定技術者については、申請書及び資料提出日前の3ヶ月以上継続して雇用している者であること。

(6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局

長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号 林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (7) 森林管理局長等が発注した工事で、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの2年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。
- (8) 入札説明書3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)(入札説明書参照)
- (10) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又は準ずるものとして農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 建設業法に基づく本社、支店又は営業所が、北海道森林管理局管内に所在すること。また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

3 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、申請書及び資料の提出時に「林野庁退職者の雇用状況調査票(様式5)」についても提出すること。

- (2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

平成21年9月1日から平成21年9月14日までの9時00分から16時00分までとする。(12時00分から13時00分を除く。)ただし、休日を除く。

イ 場 所

〒070-8003 旭川市神楽3条4丁目3番25号
上川中部森林管理署 治山課治山第一係
電話 050-3160-5745

ウ その他

資料は、電子入札システムを用いて提出すること。なお、詳細は入札説明書によること。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札による場合はこの場所に持参すること。

- (3) 申請書及び資料は入札説明書により作成すること。
- (4) 上記(2)に規定する期限までに申請書及び資料を提出しない者又は提出した資料に不備のある者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加できない。
- (5) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については、平成21年9月18日までに通知する。なお、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

4 競争参加資格がないと認められた者等に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

ア 提出期限

平成21年10月2日17時00分までとする。

イ 提出場所

〒070-8003 旭川市神楽3条4丁目3番25号
上川中部森林管理署 治山課治山第一係
電話 050-3160-5745

ウ 提出方法：持参による。郵送等又は電送によるものは受け付けない。

- (2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成21年10月7日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

5 入札手続等

- (1) 担当部局

〒070-8003 旭川市神楽3条4丁目3番25号
上川中部森林管理署 治山課治山第一係
電話 050-3160-5745

- (2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

平成21年9月1日から平成21年9月14日までの9時00分から16時00分までとする。（12時00分から13時00分を除く。）ただし、休日を除く。

イ 場 所

〒070-8003 旭川市神楽3条4丁目3番25号
上川中部森林管理署 治山課治山第一係
電話 050-3160-5745

ウ その他

配付資料は無料であるが、入札説明書等を記録するためのCD-R若しくはUSBメモリ等を持参すること。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を提出すること。郵送等による提出は認めない。

ア 電子入札システムによる入札の締め切り

平成21年10月8日13時00分。

イ 紙入札方式により持参する場合の締め切り

平成21年10月8日13時00分に上川中部森林管理署入札室にて入札。

ウ 開札

平成21年10月8日13時00分に上川中部森林管理署入札室にて行う。

エ 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

6 入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対する質問は、次に従い、書面（様式は任意）により行うこと。

ア 受付期間

平成21年9月1日から平成21年10月1日までの9時00分から17時00分までとする。（12時00分から13時00分を除く。）ただし、休日を除く。

イ 提出場所

上記3(2)イに同じ。

ウ 提出方法

書面を持参することにより提出するものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。

(2) 上記(1)の質問に対する回答書は、書面により回答するので確認すること。また次のとおり閲覧にも供する。

ア 期 間

平成21年10月5日から平成21年10月7日までの9時00分から17時00分までとする。(12時00分から13時00分を除く。)ただし、休日を除く。

イ 場 所

上記3(2)イに同じ。

7 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金
免除。

イ 契約保証金

納付。納付額は、請負代金額の10分の1以上とする。

ただし、一定の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができるものとする。詳細は入札説明書による。

ウ 予決令第86条に規定する調査を受けた者に係る契約保証金の額は10分の3以上とする。

(3) 前金払

前金払いの金額は、請負代金額の10分の4以内とする。ただし、予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約に係る前金払いの金額は、請負代金額の10分の2以内とする。

(4) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出をすること。紙入札方式での場合は、入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術資料等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(7) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者及び監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約の締結を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定の主任技術者及び監理技術者の変更は認められない。

(8) 契約書作成の要否

要（落札決定の日から7日以内。ただし、休日を除く。）

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

上記5（1）に同じ。

(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2の(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3の(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に上記2の(2)に掲げる資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 資料内容のヒアリング

資料の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(12) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び電子入札システム運用基準（平成16年7月 林野庁）による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局 (<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html>) をご覧下さい。